

2015年度 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- 本多通信工業グループの現況
- 会社の株式に関する事項
- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 会社の体制および方針

連結計算書類

- 連結注記表

計算書類

- 個別注記表

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

本多通信工業株式会社

事業報告の「本多通信工業グループの現況（一部）」「会社の株式に関する事項」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「会社の体制および方針」および連結計算書類の「連結注記表」並びに計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.htk-jp.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告

1. 本多通信工業グループの現況

(1) 事業内容

当社グループの事業内容は次のとおりです。

- ・コネクタ事業 :主に通信インフラ、FA機器、民生機器、車載用途向けの電気コネクタおよび光コネクタの製造販売を行っています。
- ・情報システム事業:ソフトウェア開発・設計、システム運用を子会社の株式会社HTKエンジニアリングが行っています。

(2) 事業所

(イ) 当社

本 社	東京都品川区北品川五丁目9番11号
安曇野工場	長野県安曇野市三郷温4604番地
大阪営業所	大阪府大阪市北区中津一丁目15番15号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区大須四丁目9番79号

(ロ) 子会社

株式会社HTKエンジニアリング	神奈川県川崎市
安曇野本多通信工業株式会社	長野県安曇野市
HTK EUROPE LIMITED	イギリス
HTK C&H ASIA PACIFIC PTE.LTD.	シンガポール
HTK HONG KONG LIMITED	香港
HTK C&H (THAILAND) LTD.	タイ
香港本多有限公司	香港
深圳本多通信技術有限公司	中国

(3) 従業員の状況

会 社 名	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
本 多 通 信 工 業 株 式 会 社	186名	5名増
株 式 会 社 H T K エ ン ジ ニ ア リ ン グ	219名	20名増
安 曇 野 本 多 通 信 工 業 株 式 会 社	102名	1名増
H T K E U R O P E L I M I T E D	31名	2名増
H T K C & H A S I A P A C I F I C P T E . L T D .	16名	1名減
H T K H O N G K O N G L I M I T E D	6名	1名増
H T K C & H (T H A I L A N D) L T D .	3名	3名増
香 港 本 多 有 限 公 司 (深 圳 本 多 通 信 技 術 有 限 公 司 を 含 む)	566名	55名増
合 計	1,129名	86名増

(4) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	75百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	67百万円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	52百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	30百万円
株 式 会 社 長 野 銀 行	7百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式総数 12,503,100株
 (3) 株主数 4,469名 (前期末比1,260名増)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
パ ナ ソ ニ ッ ク 株 式 会 社	2,501,000株	20.75%
本 多 通 信 工 業 取 引 先 持 株 会	855,925株	7.10%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	506,100株	4.20%
本 多 通 信 工 業 従 業 員 持 株 会	276,260株	2.29%
秋 山 幸 男	267,560株	2.22%
日 本 マ ス タ ー ト (ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	250,300株	2.08%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店)	250,000株	2.07%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED CLIENTS A/C 513 SINGAPORE CLIENTS (常 任 代 理 人 香 港 上 海 銀 行 東 京 支 店)	233,100株	1.93%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	226,050株	1.88%
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	222,100株	1.84%

(注) 持株比率は、自己株式(449,424株)を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 160個
 - ・新株予約権の目的となる株式の数 16,000株（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の払込金額 1個あたり2,800円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 104,900円（1株あたり1,049円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
2018年7月1日から2020年11月19日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、2018年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (a) 1,800百万円を超過した場合:行使可能割合：50%
 - (b) 1,900百万円を超過した場合:行使可能割合：75%
 - (c) 2,000百万円を超過した場合:行使可能割合：100%
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
取締役（社外取締役を除く）	160個	16,000株	4人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2015年10月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 349個
- ・新株予約権の目的となる株式の数 34,900株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額 1個あたり2,800円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 104,900円（1株あたり1,049円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年7月1日から2020年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権者は、2018年3月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (a) 1,800百万円を超過した場合:行使可能割合: 50%
 - (b) 1,900百万円を超過した場合:行使可能割合: 75%
 - (c) 2,000百万円を超過した場合:行使可能割合: 100%
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	209個	20,900株	18人
子会社の役員および使用人	140個	14,000株	11人

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

(イ) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 27百万円

(ロ) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(イ)の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性および当社グループの会計監査人としての適格性を勘案し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、解任または不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(5) 子会社の監査の状況

当社の子会社は以下の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

HTK EUROPE LIMITED

⇒ Morris Owen

HTK C&H ASIA PACIFIC PTE.LTD.

⇒ BDO LLP

HTK HONG KONG LIMITED

⇒ 青葉公認会計士事務所

HTK C&H (THAILAND) LTD.

⇒ JTC INSIGHT Ltd

香港本多有限公司

⇒ STEVEN LI & CO.

5. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) グループのコンプライアンス方針および行動基準を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置しています。
- (ロ) 関係会社管理規程により、子会社のコンプライアンスに関する事項を監督しています。
- (ハ) 法令・定款等に違反または違反の恐れがある行為を発見した場合の通報・相談体制として、社外の弁護士を含めたグループの企業倫理ホットラインを設置しています。
- (ニ) 監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っています。
- (ホ) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対策が代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制をとっています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令により保存が必要な重要書類、重要会議の議事録、決裁書類など、取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、情報セキュリティ管理規程、文書取扱規程に従い、書類または電子データにより適切に保存および管理しています。

(3) 当社および子会社の損失リスクの管理に関する規程その他の体制

- (イ) グループのリスクマネジメント方針その他各種規程の手順書等に従い、業務執行に係るリスクに対して、迅速かつ適切に管理・対応しています。
- (ロ) 当社の取締役・執行役員が子会社の役員を兼務し、情報収集およびリスクを管理する体制をとっています。
- (ハ) 事業継続計画(BCP)を策定し、緊急事態の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整えています。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 全社の中期経営計画および年度経営計画を策定し、各部門および子会社は経営計画に則った事業計画を策定しています。
- (ロ) 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、役員が当社および担当する子会社の重要事項を報告し、取締役会規程により定められている事項については審議・決定しています。
- (ハ) 定期的に常勤取締役・常勤監査役・執行役員の出席する経営会議を開催し、業務の執行および担当する子会社に関する重要事項について意思決定を機動的に行っています。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 本社部門が関係会社管理規程およびそれに関する各部門手順書等により、関係会社の業務執行状況を監督しています。
- (ロ) 監査室および監査法人が、連結業績への影響度を踏まえ、関係会社の業務・会計監査を定期的を実施しています。
- (ハ) 経営会議において、各部門および子会社の営業成績、財務状況その他重要事項が報告されています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性および取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助には監査室があたり、その構成員は監査役により人事評価され、監査役の指示を優先しています。

(7) 当社グループの取締役・監査役および使用人が当社監査役に報告をするための体制

- (イ) 常勤監査役が重要会議に出席して情報を収集し、必要に応じて報告を求めています。
- (ロ) 監査役から報告等を求められた場合、取締役および使用人は、速やかに報告しています。
- (ハ) 企業倫理ホットライン規程にて監査室を窓口とし、内部通報者が不利益を被らないための配慮を行うことを定めています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。
 - (ロ) 監査役は、重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行を監査しています。
 - (ハ) 監査役は、監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っています。
- (二) 監査役の職務執行に必要な費用は会社で負担しています。

内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会を13回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行いました。

また、経営会議を定期的で開催し、取締役会付議事項の事前審議、当社グループの重要な経営事項に関する審議等を行いました。

(2) 監査役の職務執行

監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することにより、取締役の意思決定の過程や業務執行の状況を把握するとともに、経営に重要な影響を及ぼす事項について報告を受けました。

当事業年度において、監査役会を15回開催し、各監査役は監査計画に基づき監査を実施しました。

(3) コンプライアンス体制

- (イ) 当事業年度において、当社グループ共通の企業理念として「私たちの企業理念 (HTK Philosophy)」を制定しました。企業理念に沿った事業活動を行うために、当社グループで働く全員が共有すべき8つの価値観 (8 Values) と行動規範を策定し、社員への徹底を図りました。
また、反社会的勢力の排除に関する規定およびマニュアルを策定し、行動規範として明示することにより、反社会的勢力の排除を徹底しました。
- (ロ) 内部通報制度として運用していた企業倫理ホットライン制度について、対象者を取引先関係者に拡大しました。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告方針に基づく経理業務に関する規定に従い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っています。また、当該内部統制について、監査室による独立的評価を行い、重要な不備がないことを確認しました。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 株式会社HTKエンジニアリング
安曇野本多通信工業株式会社
HTK EUROPE LIMITED
HTK C&H ASIA PACIFIC PTE.LTD.
HTK HONG KONG LIMITED
HTK C&H (THAILAND) LTD.
香港本多有限公司
深圳本多通信技術有限公司

上記のうち、「HTK C&H (THAILAND) LTD.」については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしています。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社、関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、香港本多有限公司および深圳本多通信技術有限公司の事業年度の決算日は、12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法によっています。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産……………定額法によっています。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

役員賞与引当金……………役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債……従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）を適用しています。

消費税等の会計処理……税抜方式によっています。

連結納税制度の適用……連結納税制度を適用しています。

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準……外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
 なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 2013年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っています。

連結貸借対照表に関する注記

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 15,468百万円
- ② 減価償却累計額には、減損損失累計額49百万円が含まれています。
- ③ 有形固定資産の圧縮記帳
 国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりです。
 機械装置 31百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,503,100	－	－	12,503,100

② 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

③ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年4月28日 取締役会	普通株式	241	20.00	2015年3月31日	2015年6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	361	30.00	2016年3月31日	2016年6月7日

金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定して資金運用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度設定及び管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式、投資信託であり、市場価格のあるものについては四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金です。

② 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

単位：百万円

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,501	4,501	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,817	3,817	－
(3) 電子記録債権	212	212	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	841	841	－
(5) 支払手形及び買掛金	(1,083)	(1,083)	－
(6) 電子記録債務	(602)	(602)	－
(7) 未払金	(326)	(326)	－
(8) 長期借入金	(232)	(232)	0

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額2百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	804円22銭
② 1株当たり当期純利益	113円22銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

当連結事業年度末において、当社は退職金算定方法の変更を伴う退職金規程の改定を行いました。本改定により、退職給付制度改定益として215百万円の特別利益を計上しています。

個別注記表

単体

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
子会社株式……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法によっています。

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び車両運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産……………定額法によっています。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

役員賞与引当金……………役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）を適用しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっています。

連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

① 有形固定資産の減価償却累計額 14,766百万円

② 減価償却累計額には、減損損失累計額34百万円が含まれています。

③ 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりです。

機械装置 27百万円

④ 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりです。

短期金銭債権 308百万円 短期金銭債務 881百万円

損益計算書に関する注記

① 関係会社に対する売上高 738百万円

② 関係会社に対する仕入高 6,111百万円

③ 関係会社に対する販売費及び一般管理費 109百万円

④ 関係会社に対する営業取引以外の取引高 427百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	449,155	269	-	449,424

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 269株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	53百万円
たな卸資産評価損	5
繰越欠損金	621
退職給付引当金	98
投資有価証券評価損	44
子会社株式評価損	35
その他	26
繰延税金資産小計	886
評価性引当額	△668
繰延税金資産合計	217

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5
繰延税金負債合計	△5
繰延税金資産の純額	212

関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役員の兼任等	事業上の関係				
(株)H T K エンジニアリング	100.0%	なし	システム支援	オペレーション	42	未払金	5
				資金の借入	-	短期借入金	100
安曇野本多通信工業(株)	100.0%	兼任 2 名	当社製品 製造、発送	仕入 材料支給	4,504 84	買掛金	711
HTK EUROPE LIMITED	100.0%	兼任 1 名	当社製品販売	売上	195	売掛金	40
				貸付金の返済	23	短期貸付金	69
HTK C&H ASIA PACIFIC PTE.LTD.	100.0%	兼任 1 名	当社製品販売	売上	96	売掛金	18
HTK HONG KONG LIMITED	100.0%	兼任 1 名	当社製品販売	売上	257	売掛金	58
香港本多有限公司	100.0%	兼任 2 名	当社製品仕入	仕入 材料支給	2,447 755	買掛金	57

- (注) 1. 上記の取引金額は消費税等を含んでいませんが、期末残高については消費税等を含んでいます。
 2. 取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。
 3. 上記取引は、当社と関連を有しない他の事業者と同様の取引条件によっています。
 4. 資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

その他の関係会社の子会社

会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
パナソニックデバイス販売㈱	－	当社グループ製品の販売 役員の兼任なし	コネクタの販売	742	売掛金	178

- (注) 1. 上記の取引金額は消費税等を含んでいませんが、期末残高については消費税等を含んでいます。
 2. 取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。
 3. 上記取引は、当社と関連を有しない他の事業者と同様の取引条件によっています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額 | 629円40銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 97円04銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

当事業年度末において、当社は退職金算定方法の変更を伴う退職金規程の改定を行いました。本改定により、退職給付制度改定益として215百万円の特別利益を計上しています。

以上